

公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等における補償金に関する細則

令和7年4月1日
規程第132号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等規程（平成21年規程第95号。以下「職務発明規程」という。）第10条の規定により、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）における職務発明等に対する補償金に関し必要な事項を定める。

(知的財産権の取得及び登録に係る補償金)

第2条 職務発明規程第10条第1項に規定する補償金は、別表1に規定するとおりとする。

2 前項に規定する補償金のうち、知的財産権の登録に係るものについては、一つの出願から分割出願、変更出願又は国内優先出願を行った場合にあっては最初に登録された一つの知的財産権を当該補償金の付与対象とし、外国出願にあっては最初の国を当該補償金の付与対象とするものとする。

3 第1項に規定する補償金は、当該補償金を受ける権利を有する対象となる教職員等（以下「対象者」という。）が2人以上あるときは、対象者の発明に対する寄与度（以下「貢献割合」という。）を100%とした上で、発明審査委員会（以下「委員会」という。）において承認された各対象者の貢献割合に応じ、与えるものとする。

(収益があった場合の補償金)

第3条 職務発明規程第10条第2項に規定する補償金は、当該発明に係る年度中に、法人における発明の実施又は譲渡による収益から、当該知的財産に係る出願並びに当該知的財産権に係る維持、管理及び技術移転等に要した諸経費を控除した額（以下「収入実績」という。）のうち、別表2に規定するとおり発明者に補償金を支払うものとする。

2 前項に規定する補償金は、対象者が2人以上あるときは、全対象者の貢献割合を100%とした上で、委員会で承認された各対象者の貢献割合に応じて配分するものとする。

3 公立大学法人大分県立看護科学大学研究成果有体物取扱規程（令和3年規程第127号）第10条第2項の提供奨励金の金額については、第1項に規定する配分により決定する。

(補償金の請求)

第4条 対象者は、第2条1項に規定する補償金を請求する場合は、発明等に係る補償金の請求書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

2 対象者は、第3条1項に規定する補償金を請求する場合は、実施及び譲渡に係る補償金の請求書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

3 前二項の請求権は、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、補償金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

1 職務発明等を法人が取得した場合における補償金

区分	補償金
特許権の対象となる発明	5,000円
実用新案権の対象となる考案	3,000円
意匠権, 回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となる創作	3,000円
育成権者の対象となる育成	3,000円
ノウハウを使用する権利の対象となる案出	3,000円

2 職務発明等が知的財産権として登録された場合における補償金

区分	補償金
特許権	10,000円
実用新案権	5,000円
意匠権	5,000円
回路配置利用権	5,000円
育成者権	5,000円

別表2（第3条関係）

収益があった場合の補償金

収入実績	補償金
100万円以下の金額	当該収入実績×100分の50
100万円を超える金額	(当該収入実績－100万円)×100分の25＋50万円

様式第 1 号（第 4 条関係）

発明等に係る補償金の請求書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 殿

請求者	
住 所	
氏 名(フリガナ)	
現 職	
振込先金融機関	
機関名	
支店名	
種 別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等における補償金に関する細則第 4 条第 1 項の規定により、下記の発明等に係る補償金を請求します。

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称	発明等の種別	
特許番号等	特許等年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの部署		
その他		

注 転退職した発明者が補償金を請求する場合は、「その他」の欄に法人が職務発明等を承継したときの職名及び法人に勤務しなくなった年月日を記入する。また、権利承継者が補償金を請求する場合は、「その他」の欄に請求に係る発明者及び承継理由（例えば相続、譲渡契約）並びに続柄（例えば発明者の妻）を記入し、承継を証する書面（例えば戸籍謄本の写し、住民票、譲渡契約書の写し等）を添付する。

実施及び譲渡に係る補償金の請求書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 殿

請求者	
住 所	
氏 名(フリガナ)	
現 職	
振込先金融機関	
機関名	
支店名	
種 別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等における補償金に関する細則第4条第2項の規定により、下記の発明等に関する実施及び譲渡に係る補償金を請求します。

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称	発明等の種別	
特許（出願）番号等	特許（出願）等年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの部署		
法人に納入された実施料又は権利の売却代金 円（消費税額 円）		
特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費 円（消費税額 円）		
実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）		
その他		

注1 上記、「法人に納入された実施料又は権利の売却代金」、「特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費」及び「実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）」の欄は、知的財産本部において記入する。

注2 転退職した発明者が補償金を請求する場合は、上記、「その他」の欄に法人が職務発明等を承継したときの職名及び法人に勤務しなくなった年月日を記入する。また、権利承継者が補償金を請求する場合は、「その他」の欄に請求に係る発明者及び承継理由（例えば相続、譲渡契約）並びに続柄（例えば発明者の妻）を記入し、承継を証する書面（例えば戸籍謄本の写し、住民票、譲渡契約書の写し等）を添付する。